

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、もって農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

2 基本方針

これまで堆肥の施用による土作りを実施していなかったほ場及び土づくりのために堆肥の追加的な施用が有効と認められるほ場を対象として、農業者による堆肥の実証的な活用を支援することで地力の増進を推進し、本県の農業生産の安定化を図る。

3 本事業の推進・指導方針・体制

(1) 事業の推進・指導

本事業の効果的な実施に向け、県は市町等と連携し、推進・指導に当たるものとする。役割分担は以下のとおり。

ア 市町、農協、地域再生協議会等

成果、目標の設定、対象作物及びほ場の選定、堆肥の調達・運搬・活用、分析結果の活用

イ 県庁農業局（地域農業課、農業戦略課、農芸振興課、畜産振興課）、県農林事務所

成果目標の設定、広域的な堆肥の活用支援、堆肥を用いた継続的な土作りの実践

(2) 産地パワーアップ計画及び取組主体の事業計画の審査について

産地パワーアップ計画の作成は、実施要領別記3第10及び別紙4のIの6に定めるものによる。なお、本県における認定事務の流れは次のとおりとする。

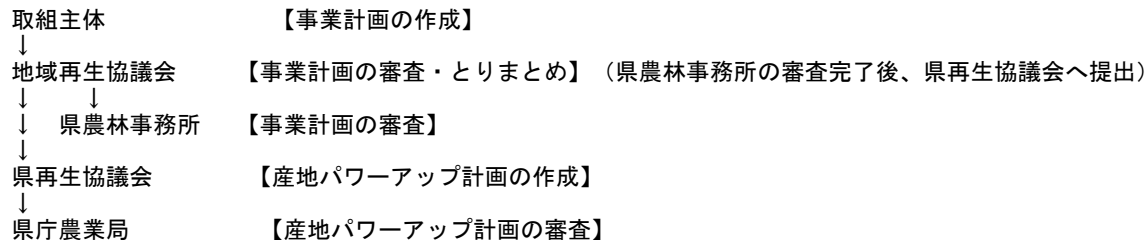
ア 取組主体は、地域再生協議会長に事業計画を提出する。

イ 地域再生協議会長は事業計画を審査し、とりまとめて知事が定める期日までに県農林事務所へ提出する。取組主体の事業計画の妥当性は、地域再生協議会の担当職員及び県農林事務所の担当職員が審査する。

ウ 県農林事務所は事業計画を審査し、あわせて、事業が円滑に進むよう関係者との調整を図る。

エ 県農林事務所の事業計画審査完了後、地域再生協議会長は県再生協議会長に事業計画を提出する。

オ 県再生協議会長は、地域再生協議会長から提出された事業計画をとりまとめ、産地パワーアップ計画及びその添付資料を作成し、知事へ提出する。



【各取組主体の事業計画の審査】

(3) 産地パワーアップ計画及び取組主体の事業計画の作成・実施について

作物・ほ場の選定等の事業計画の作成・実施については、取組主体が市町・農協等の農業関係機関と連携のうえ、産地の実情を踏まえて行うこととする。

4 取組要件

産地生産基盤パワーアップ辞表実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。）の別表2メニュー欄の2及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統1781号、農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）別紙4に定めるもののほか、いかに定めるものによる。

(1) 対象作物

水稻、大豆、そば、麦、園芸作物

※ただし、堆肥にはクロピラリド（除草剤の成分）が含まれている可能性があり、これがトマト等のナス科、スイートコーン等のマメ科、ガーベラ等のキク科の生育に影響を与える事例が報告されていることから、トマト等の影響が懸念される農産物を実証する場合は堆肥の提供元に、堆肥中にクロピラリドが含まれていないか確認した上で施用すること。

(2) 活用する堆肥の種類

ア 牛由来の排せつ物を原料とする堆肥（牛ふん堆肥）

（ただし、牛ふん堆肥の入手が困難な地域などでは、豚若しくは馬由来の排せつ物を原料とする堆肥を対象とすることも可能。）

イ 牛、豚若しくは馬由来の排せつ物を主な原料とする堆肥をペレット状に加工したペレット堆肥

※取組主体は、特殊肥料としての届出がされていることを確認すること。また、十分に腐熟された堆肥であることを確認した上で、施用すること。

(3) 施用量の設定

「静岡県土壤肥料ハンドブック（平成29年3月）」を参考に、対象ほ場の土壤分析結果を踏まえ、取組の成果が期待できる量を施用する（目安は1-3t/10a）。ただし、過剰な施用は控えることとし、地下水汚染など周辺への悪影響を与えないように配慮すること。

(4) 取組を行うほ場の選定方針

原則として堆肥を用いた土づくりを行っていないほ場が対象となる。

ただし、これまでに堆肥の施用を行っていても、土壤分析の結果等から地力の低下による収量・品質の低下がみられ、その改善に堆肥の追加的な施用が有効と認められる場合には対象とすることができる。

(5) 土壤分析の実施

土づくり効果を確認するため、取組主体は実証前後の土壤分析を実施すること。

(6) ペレット堆肥を活用する際の留意点

ペレット堆肥による土づくりを行う場合は、栽培実証をあわせて実施すること。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

地域再生協議会、県の担当者は、以下により取組主体の事業計画等の審査を行うものとする。

（ア）成果目標の設定根拠、（イ）産地の範囲が確認できる図面等、（ウ）収支計画、（エ）総会等、組織の意思決定の過程が分かる資料（取組主体が団体の場合）、（オ）前年度の青色申告書（取組主体が農業者の場合）、（カ）見積書等、事業費の積算根拠の写し、（キ）実証ほ等の設置計画（実証ほ場の位置図を含む）、（ク）事業内容の必要性・妥当性を示す上で必要な資料等

(2) 事業完了時

地域再生協議会、県の担当者は、県交付要綱に基づき提出のあった資料（実績報告、土壤分析及び堆肥の購入等の各取組に係る見積書・領収書、堆肥の施用を証する写真（施用前後）、土壤分析結果、作物体分析結果（ペレット堆肥を活用した場合））

なお、これら取組内容及び対象経費の確認に必要な書類は、取組主体の事業完了の翌年度から起算して5ヵ年整備保管するものとする。

6 取組主体助成金の交付方法

(1) 助成金交付事務の流れ

静岡県補助金等交付規則及び別に定める本事業交付要綱に定めるもののほか、助成金の交付事務の流れは以下のとおりとする。

ア 助成金の交付は、市町を通じて取組主体へ交付するものとする。

このため、以下のとおり様式を読み替える

- ・実施要領別記様式第3-11号 宛名を市町長とする
- ・実施要領別記様式第3-12号 発出を市町長とする
- ・実施要領別記様式第3-13号 宛名を市町長とする
- ・実施要領別記様式第3-16号 宛名を市町長とし、市町長からの発出の際は宛名を取組主体とする
- ・実施要領別記様式第3-22号 宛名を市町長とし、市町長からの発出の際は宛名を県知事とする

(2) 助成金の上限

取組主体への助成金は、取組主体が堆肥を実証的に活用する面積に対して、10アールあたり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10アールあたり35千円）を乗じた額を上限とする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

地域再生協議会長は、次の点について留意するとともに事業実施前に取組主体へ周知・指導すること

(1) 契約にあたっての条件について

事業費決定に係る契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付しがたい場合、又は一般競争入札に付して落札に至らない場合は、その理由を明確にし、3者以上による指名競争入札に付するものとする、入札後は、速やかにその結果を知事へ報告するものとする。

ただし、取組主体が農業者及び農業者の組織する団体であって、競争入札に付しがたい事業である場合は、あらかじめその理由を明確にし、複数の関係業者から見積を徴収することにより最低価格を提示した業者との契約ができるものとする。また、単独で契約する場合はその理由を明確にしておく。

(2) 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）について

事業要件を満たさないことが判明した場合は、実施要領別記3第13の定めにより助成金を返納すること。

(3) 状況報告及び事業の評価

事業実施状況報告及び事業の評価については、実施要領別記3第15、16の定めるもののほか、次のとおり行うものとする。

県再生協議会長は、毎年度取組主体から実施状況報告及び評価報告書を取りまとめ、その内容を点検評価したうえで、産地パワーアップ事業実施状況報告を作成し、翌年度の7月末までに知事に報告するものとする。

評価の結果、産地パワーアップ計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の改善措置については、別に定める。

(4) 継続的な土づくりの実施について

堆肥の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において引き続き堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大に努めること。

8 その他

本事業の交付事務について、別途交付要綱を定める。